

環境ガイドライン改訂に伴うFAQの変更及び追加について(JBIC)

1. 既存のFAQの変更について

No	FAQの分類	現行のFAQ	変更後FAQ案	備考
1	環境ガイドライン全般 1.4	<p>Q.「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記ができていますが、環境ガイドラインにおける「環境」について、JBICはどのように考えているのですか？</p> <p>A. JBICの環境ガイドラインでは、環境社会配慮の対象を汚染対策、自然環境、社会環境の3つの概念に大別しており、社会環境も環境社会配慮確認の重要な要素の1つとなっています。また、「環境」という言葉について、「自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む」と定義しています。</p> <p>JBICでは、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染みやすいものと考え略称として使用しております。他方、環境ガイドラインの中でも住民移転、先住民族といった社会的弱者等への配慮確認は極めて重要とされており、これをより明確化するために、正式名称においては「環境配慮」ではなく、「環境社会配慮」という表現を採用しています。</p>	<p>Q.「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記ができていますが、環境ガイドラインにおける「環境」について、JBICはどのように考えているのですか？</p> <p>A. JBICの環境ガイドラインでは、環境社会配慮の対象を汚染対策、自然環境、社会環境の3つの概念に大別しており、社会環境も環境社会配慮確認の重要な要素の1つとなっています。こうした考え方を踏まえ、「環境」という言葉については、前書きにおいて「自然環境のみならず、社会環境を含む」と定義しています。</p> <p>JBICでは、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染みやすいものと考え略称として使用しております。他方、環境ガイドラインの中でも住民移転、先住民族といった社会的弱者等への配慮確認は極めて重要とされており、これをより明確化するために、正式名称においては「環境配慮」ではなく、「環境社会配慮」という表現を採用しています。</p>	論点項番5
2	環境ガイドライン全般 1.15	<p>Q. 環境ガイドラインでは、人権についてどのように扱っているのですか？</p> <p>A. 環境ガイドラインにおいては、前書きにおいて「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮すること」と規定し、社会環境への配慮も重要な要素の一つとして位置付けています。人権については、第2部1.(3)の検討する影響の範囲において「人権の尊重を含む社会的関心事項」を調査・検討すべき環境への影響の1つとして挙げている通り、社会環境の一項目として確認することにしてしています。</p> <p>他方、「人権」という概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐に亘ります。JBICの環境ガイドラインは、JBICの関わる個別プロジェクトの環境、社会への影響を検討するためのものであり、個別のプロジェクト・レベルで具体的に対応ができ、JBICとしても判断基準がより明確なものに限り人権の側面を確認するという考え方を採っております。</p> <p>この考え方に基づいて、環境ガイドラインでは確認すべき事項を明確化しています。具体的には、非自発的住民移転、先住民族の権利、女性や子ども等社会的弱者への配慮を、プロジェクト・レベルにおいて検討すべき項目として例示しています。</p> <p>なお、国家レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交等政策レベルで対応することが望ましいと考えています。</p>	<p>Q. 環境ガイドラインでは、人権についてどのように扱っているのですか？</p> <p>A. 環境ガイドラインにおいては、前書きにおいて「環境社会配慮とは、自然環境のみならず、社会環境を含む環境(以下「環境」)に配慮することを指し、人権配慮も含まれるものである」と規定しています。また、人権については、第2部1.(3)の検討する影響の範囲において「人権の尊重を含む社会的関心事項」を調査・検討すべき環境への影響の1つとして挙げている通り、社会環境の一項目として確認することにしてしています。</p> <p>他方、「人権」という概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐に亘ります。JBICの環境ガイドラインは、JBICの関わる個別プロジェクトの環境、社会への影響を検討するためのものであり、個別のプロジェクト・レベルで具体的に対応ができ、JBICとしても判断基準がより明確なものに限り人権の側面を確認するという考え方を採っております。</p> <p>この考え方に基づいて、環境ガイドラインでは確認すべき事項を明確化しています。具体的には、非自発的住民移転、先住民族の権利、女性や子ども等社会的弱者への配慮を、プロジェクト・レベルにおいて検討すべき項目として例示しています。</p> <p>なお、国家レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交等政策レベルで対応することが望ましいと考えています。</p>	論点項番5
3	スクリーニングおよび カテゴリ分類 2.5	<p>Q. JBICは、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であれば自動的に「カテゴリC」案件に分類するのですか？</p> <p>A. そうではありません。スクリーニング用フォームおよび借入人へのヒアリングを通じ、</p>	<p>2.5 Q. JBICは、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であれば自動的に「カテゴリC」案件に分類するのですか？</p> <p>A. そうではありません。スクリーニング用フォームおよび借入人へのヒアリングを通</p>	論点項番18

		<p>「影響を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが現地住民より強い苦情等を受けていないこと等の要因も確認(ネガティブ・チェック)した上で、追加設備投資を伴わない権益取得案件であるとの性格から、新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)との判断の下、「カテゴリ C」と分類することになります。</p> <p>さらに、既存案件が一般に環境に影響を及ぼしやすいセクター(環境ガイドライン第 2 部 3.1 に例示するセクター)に該当する場合は、上記に加え、可能な範囲で、現地での報道内容の確認や、駐在員事務所を活用した情報収集を行い、対象プロジェクトの環境社会配慮面での風評等細心の注意を払って確認を行ったうえで、カテゴリ分類を行っています。</p> <p>なお、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」を「カテゴリ C」に例示するのは、当該案件が、一般的に新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)性格のものであるのみならず、資金提供を求めるプロジェクトオーナーと権益取得を求める我が国企業等の資金提供者との間で他の案件より速やかな意思決定を求められる(且つ競合状態も十分想定できる)案件であることが多く、JBIC として、かかるファスト・トラック案件にも然るべく対応する用意があるとのメッセージを出すためです。</p>	<p>「影響を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが現地住民より強い苦情等を受けていないこと等の要因も確認(ネガティブ・チェック)した上で、<u>必要に応じ借入人等の環境社会配慮に関するポリシーやその環境社会配慮実施能力も確認し</u>、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であるとの性格から、新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)との判断の下、「カテゴリ C」と分類することになります。<u>なお、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」以外の場合においても、上記と同様、借入人等の事業特性等のネガティブ・チェックをした上で、必要に応じ借入人等の環境社会配慮に関するポリシー等も確認し、環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられると判断する場合には、「カテゴリ C」と分類することになります。</u></p> <p>さらに、既存案件が一般に環境に影響を及ぼしやすいセクター(環境ガイドライン第 2 部 3.1 に例示するセクター)に該当する場合は、上記に加え、可能な範囲で、現地での報道内容の確認や、駐在員事務所を活用した情報収集を行い、対象プロジェクトの環境社会配慮面での風評等細心の注意を払って確認を行ったうえで、カテゴリ分類を行っています。</p> <p>なお、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」を「カテゴリ C」に例示するのは、当該案件が、一般的に新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)性格のものであるのみならず、資金提供を求めるプロジェクトオーナーと権益取得を求める我が国企業等の資金提供者との間で他の案件より速やかな意思決定を求められる(且つ競合状態も十分想定できる)案件であることが多く、JBIC として、かかるファスト・トラック案件にも然るべく対応する用意があるとのメッセージを出すためです。</p>	
4	<p>情報公開 5.6</p>	<p>Q. 環境ガイドラインに基づいて、個別プロジェクトについてどのような情報が JBIC のウェブサイト上で公開されるのですか？</p> <p>A. 融資契約調印前に、出融資対象プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開します。</p> <p>また、カテゴリ A および B のプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書(ESIA)及び相手国政府等の環境許認可証明書の入手状況を JBIC のウェブサイト上に掲載するとともに、環境社会影響評価報告書(ESIA)等につき同ウェブサイト上で速やかに公開します。</p> <p>また、それ以外に JBIC が環境社会配慮確認のために、借入人等から入手した文書(プロジェクトによっては住民移転計画書(必要に応じ生計回復計画書を含む)や少数民族計画書等)のうち、プロジェクト所在国で一般に公開されている文書についてもその入手状況を同ウェブサイト上に掲載するとともに、当該文書についても同ウェブサイト上で速やかに公開します。</p>	<p>Q. 環境ガイドラインに基づいて、個別プロジェクトについてどのような情報が JBIC のウェブサイト上で公開されるのですか？</p> <p>A. <u>出融資等の</u>契約調印前に、<u>出融資等の</u>対象プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開します。</p> <p>また、<u>環境ガイドライン第 1 部 4.(3)カテゴリ別の環境レビューでは、プロジェクトに関する環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を併せて「環境社会影響評価報告書等」と定義し</u>、カテゴリ A および B のプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書等の入手状況<u>及び環境社会影響評価報告書等</u>を JBIC のウェブサイト上で速やかに公開します。<u>これは、プロジェクト所在国の環境アセスメントの手續制度に基づく環境社会影響評価報告書は、通常、当該国の承認(環境許認可)を得るものであるとの考え方によるものです。</u></p> <p><u>さらに、環境社会影響評価報告書等以外に JBIC が環境社会配慮確認のために、借入人等から入手した文書(プロジェクト所在国に環境アセスメントの手續き制度がない、手續制度はあるものの当該プロジェクトがその対象外であるため環境社会影響評価報告書が作成されない、または手續制度の対象で環境社会影響評価報告書が作成されているもの) JBIC として環境社会配慮確認のために追加的に情報が必要と判断するような場合</u></p>	<p>論点項番 17</p>

		<p>融資契約締結後には、JBIC の環境レビュー結果及びスクリーニングフォームを同ウェブサイト上で公開しますので、JBIC がどのような認識に基づき意思決定を行ったのかを環境社会配慮に関する情報提供からご覧頂くことができます。但し、上記いずれについても、融資金額、金融メニュー、借入人等の商業上等の秘密に関わる情報については、民間企業の競争関係に配慮する観点から公表を差し控えます。</p>	<p>は、その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等。また、プロジェクトによっては住民移転計画書や生計回復計画書、少数民族計画書等のうち、プロジェクト所在国で一般に公開されている文書(プロジェクト実施者から、当該文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合はその文書も含む)の入手状況及び当該文書を同ウェブサイト上で速やかに公開します。</p> <p>融資契約締結後には、JBIC の環境レビュー結果及びスクリーニングフォームを同ウェブサイト上で公開しますので、JBIC がどのような認識に基づき意思決定を行ったのかを環境社会配慮に関する情報提供からご覧頂くことができます。但し、上記いずれについても、融資金額、金融メニュー、借入人等の商業上等の秘密に関わる情報については、民間企業の競争関係に配慮する観点から公表を差し控えます。</p>	
5	情報公開 5.18	<p>Q. モニタリングに関し、何らかの情報公開を行うことは環境ガイドラインに規定されているのですか？</p> <p>A. 環境ガイドライン第 1 部 5.(2)③融資契約締結後の情報公開において「カテゴリ A 及び B プロジェクトについては、プロジェクト実施者によるモニタリング結果がプロジェクトの実施国で一般に公開されている場合、一般に公開されている範囲内で、当該モニタリング結果」を公開することとし、同ガイドライン第 2 部 1.では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施主体者による対応を促しています。</p>	<p>Q. モニタリングに関し、何らかの情報公開を行うことは環境ガイドラインに規定されているのですか？</p> <p>A. 環境ガイドライン第 1 部 5.(2)③融資契約締結後の情報公開において「カテゴリ A 及び B プロジェクトについては、プロジェクト実施者によるモニタリング結果がプロジェクトの実施国で一般に公開されている場合、一般に公開されている範囲内で、当該モニタリング結果」を公開することとしています。ただし、プロジェクト実施者によるモニタリング結果をウェブサイトで公開することについて、プロジェクト実施者から了解を得ている場合には、ウェブサイトで公開する考えです。なお、同ガイドライン第 2 部 1.では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施主体者による対応を促しています。</p>	論点項番 2

2. 新しく追加する FAQ について

No	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
1	情報公開	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 1 部 5.(2)②に「環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書の入手状況及び当該文書」とありますが、プロジェクトの実施国での公開にかかわらず、借入人等の了解が得られている場合でも公開しないのですか？</p> <p>A. 情報公開に関しては、環境ガイドライン第 1 部 5.(2)①に記載の通り「プロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」としており、環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書についても、プロジェクト実施者から、これら文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合には、ウェブサイトで公開する考えです。</p>	論点項番 4
2	スクリーニングおよびカテゴリ分類	<p>Q JBIC は、プロジェクトが「カテゴリ C」案件に分類された場合、以降の働きかけは行わないのですか？</p> <p>A. そうではありません。JBIC は、環境ガイドライン第 1 部「1.当行の環境社会配慮確認にかかる基本方針」において、「当行は、出融資等を受けるプロジェクトにおいて本ガイドラインで示すプロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われるよう、出融資等の契約(以下「出融資契約」)等を通じてその確保に最大限努力する。当行は、出融資等の意思決定以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う。」と規定し、同第 1 部「6. 意思決定、融資契約等への反映」において、「当行は、プロジェクトの環境社会配慮が適切ではないために、プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えようとする場合、適切な環境社会配慮がなされるよう借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。」と規定しています。こうした考え方については、プロジェクトのカテゴリ分類にかかわらず同様であり、「カテゴリ C」案件の場合においても、上記の規定に沿って、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対する働きかけを行うこととしています。</p>	論点項番 18